

# 第 22 回士別市農業委員会総会議事録

令和 8 年 3 月 27 日

士 別 市 農 業 委 員 会

## 第 22 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 3 月 27 日（金曜日）  
午後 2 時 30 分開会  
午後 3 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

### 3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

|       |         |                             |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 賃貸借契約の解約について                |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について      |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について      |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について  |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について     |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 | 地域計画目標地図素案の修正について           |

---

### 出席委員（25 名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 工 藤 修 一 君 | 2 番  | 木 下 一 彦 君 |
| 3 番  | 寺 崎 徳 仁 君 | 4 番  | 森 野 良 次 君 |
| 7 番  | 古 市 光 敬 君 | 8 番  | 永 峯 健 一 君 |
| 9 番  | 鈴 木 淳 一 君 | 10 番 | 阿 部 秀 範 君 |
| 11 番 | 渡 辺 亨 君   | 12 番 | 梅 津 宣 保 君 |
| 13 番 | 山 下 篤 君   | 14 番 | 本 間 一 明 君 |
| 15 番 | 柳 眞由美 君   | 16 番 | 松 井 薫 君   |
| 17 番 | 鈴 木 庄一郎 君 | 18 番 | 古 川 昇 君   |
| 19 番 | 大 崎 陽 司 君 | 20 番 | 中 山 義 隆 君 |
| 21 番 | 十 河 謙 一 君 | 22 番 | 栗 本 勝 君   |
| 23 番 | 安 念 としよ 君 | 24 番 | 櫻 田 三 央 君 |
| 25 番 | 齊 藤 哲 郎 君 | 26 番 | 新 田 康 仁 君 |
| 27 番 | 上 野 浩 二 君 |      |           |

---

### 出席説明員（4 名）

事務局長 林 秀 忠 君

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 副 | 長 | 大 | 懸 | 保 | 司 | 君 |
| 副 | 長 | 小 | 林 |   | 泉 | 君 |
| 主 | 任 | 主 | 事 | 松 | 本 | 奨 |
|   |   |   |   | 悟 | 君 |   |

#### 4. 会議の概要

(午後 2 時 30 分 開会)

- 議長（上野浩二君） 第 22 回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は 25 名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。本総会の議事録署名委員には、14 番 本間一明委員、16 番 松井薫委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「鈴木茂樹委員」「酒井委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

- 議長（上野浩二君） それでは、これより議事に入ります。 日程第 1、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（松本奨悟君） 農地法第 3 条の 3 の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号 1 番、相続人、●●●●●

以上で報告を終わります。

- 議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、報告第 1 号は終了いたします。

- 議長（上野浩二君） 次に、日程第 2、報告第 2 号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第 18 条第 6 項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号 1 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●● 外 2 件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

---

●議長（上野浩二君） 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（大懸保司君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●、地目、畑、面積21,574㎡、契約の内容は解除条件付き賃貸借です。契約において、『農地を適正に利用していない場合には貸借を解除する旨の条件』を付すこと、および『地域農業との調和や確実な耕作を条件』に農業従事者ではない借人に農地を貸し付けるものです。なお、借り受ける土地利用については、飼育している馬の放牧と、畜産農家に作業委託し、牧草を収穫するものです。

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外9筆、地目、畑、面積165,337㎡、契約の内容は賃貸借であり、借り受けて経営基盤の安定を図るものです。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（上野浩二君） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（大懸保司君） 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、転用者、●●●●、所在、朝日町中央、地番●●●●、地目、畑、転用面積594㎡、農業用施設用地として利用するための転用であり、農業用倉庫 1棟 197.96㎡、通路1式 396.04㎡の計画となっています。

転用理由については、農業用倉庫設置のため、既存宅地の隣接地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

以上で説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（上野浩二君） 次に、日程第5、議案第3号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について、本案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議長を会長職務代理者に交代します。事務局より内容の説明をいたします。

（議長交代）

●議長（工藤修一君） 日程第5、議案第3号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、北海道農業公社に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨を要請するため、促進計画案について審議し、案のとおり認可申請されれば即日公告できるよう決定を求めます。

まず、番号1番から番号35番は農地売買等事業による即売り案件であります。

番号1番、2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積23,132㎡、対価、反当り、田●●円で●●円。

番号3番、4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●外1筆、地目、畑、面積6,322㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円。

番号5番、6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町、地番、●●●●、地

目、畑、面積 45,403 m<sup>2</sup>、対価、反当り、畑●●円で●●円。

番号 7 番、8 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●、地目、畑、面積 36,291 m<sup>2</sup>、対価、反当り、畑●●円で●●円。

番号 9 番、10 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 11,016 m<sup>2</sup>、対価、反当り、畑●●円で●●円。

番号 11 番、12 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田、面積 22,289 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円で●●円。

番号 13 番、14 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 9 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 64,095 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円。

番号 15 番、16 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 3 筆、地目、田・畑、面積 39,642 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円。

番号 17 番、18 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●、地目、田、面積 22,859 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円で●●円。

番号 19 番、20 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 4 筆、地目、田、面積 47,114 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円で●●円。

番号 21 番、22 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 3 筆、地目、田・畑、面積 9,353 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円。

番号 23 番、24 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 6 筆、地目、田・用悪水路、面積 43,407 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、用悪水路●●円で●●円。

番号 25 番、26 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 15 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 53,313 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円。

番号 27 番、28 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●、地目、畑、面積 38,579 m<sup>2</sup>、対価、反当り、畑●●円で●●円。

番号 29 番、30 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●、地目、畑、面積 14,462 m<sup>2</sup>、対価、反当り、畑●●円で●●円。

番号 31 番、32 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●●外 3 筆、地目、畑、面積 18,819 m<sup>2</sup>、対価、反当り、畑●●円で●●円。

番号 33 番、34 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 40,709 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円。

番号 35 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 44,158 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円。

続きまして、番号 36 番から番号 49 番は農地中間管理事業による賃貸借及び使用貸借案件であります。

番号 36 番、37 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●

外 5 筆、地目、畑、面積 77,071.34 m<sup>2</sup>、賃貸料、使用貸借のため無償。

番号 38 番、39 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●●  
外 1 筆、地目、畑、面積 2,136 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、畑●●●円で●●●円。

番号 40 番、41 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●●、  
地目、畑、面積 11,189 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、畑●●●円で●●●円。

番号 42 番、43 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●●  
外 3 筆、地目、畑、面積 61,141 m<sup>2</sup>、賃貸料、使用貸借のため無償。

番号 44 番、45 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●●、  
地目、畑、面積 1,447 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、畑●●●円で●●●円。

番号 46 番、47 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●●  
●外 19 筆、地目、田・畑、面積 43,367.54 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●●円、畑●●●円で●  
●●円。

番号 48 番、49 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●●  
●外 3 筆、地目、田・畑、面積 47,994 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●●円、畑●●●円。

以上、49 件の案件についてご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（工藤修一君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 19 番から  
24 番について十河委員、番号 44 番、45 番について鈴木淳一委員、番号 48 番、49 番につい  
て上野会長の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（工藤修一君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することに  
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（工藤修一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。  
審議が終了しましたので、議長を交代します。

（議長交代）

---

●議長（上野浩二君） 次に、日程第 6、議案第 4 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等につ  
いて、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（松本奨悟君） 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についてご説明申し上げます。

本目標につきまして、農業委員会に関する法律の第 37 条により、農地等の利用の最適化の推進の状況等について公表するもので、令和 7 年度の最適化活動の目標を設定するものです。

詳細につきましては、別紙のとおりであります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（上野浩二君） 次に、日程第 7、議案第 5 号 地域計画目標地図素案の修正について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（松本奨悟君） 地域計画目標地図素案の修正について説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法 第 20 条第 2 項の規定に基づく「地域計画目標地図素案」について、経営意向調査及び各地区懇談会での協議を踏まえ修正し、市に提出するものです。  
以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

---

●議長（上野浩二君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 22 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 3 時 00 分 閉会）